

## 水戸市認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、認知症高齢者等の介護者等に対し、予算の範囲内において、協定事業者が提供する位置探索サービスに係る費用を助成することにより、当該介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、もって認知症高齢者等の安全の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者等 認知症等により帰宅が困難になるおそれのある高齢者及び若年性認知症により帰宅が困難になるおそれのある者
- (2) 位置探索サービス G P S 端末機及び付属品（以下「端末等」という。）を認知症高齢者等の介護者に貸与し、当該認知症高齢者等の行方が不明になった時に、介護者が位置情報を確認できるサービスをいう。
- (3) 協定事業者 位置探索サービスを提供する事業者であって、位置探索サービスの提供を円滑に提供できるものとして市と協定を締結した事業者をいう。

### (助成対象者)

第3条 位置探索サービスに係る費用の助成（以下「助成」という。）の対象となる者は、市内に住所を有し、在宅の認知症高齢者等の介護者及びその他市長が特に必要であると認める者とする。

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、水戸市認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、水戸市認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

### (利用申込)

第6条 前条の規定により助成の交付の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、協定事業者と位置探索サービスの利用申込を行うものとする。

### (助成の額)

第7条 助成の額は、次の各号に掲げる額（第1号に掲げる額にあっては、当該額の9割に相当する額）の合計額の範囲内で市長が定めた額とする。

- (1) 申込料又は登録料（利用初回に必要とする回線登録料を含む。以下「申込料等」という。）
- (2) 毎月の利用料（以下「利用料」という。）

2 申込料等の助成は、市長が特に必要と認める場合を除き、認知症高齢者等1人につき1

回限りとする。

3 助成の期間は、利用者が協定事業者と第6条の規定による利用申込をした後、端末等の貸与を受けた日から位置探索サービスの利用を中止した日の属する月までとする。

(助成の請求)

第8条 利用者は、助成金の交付を受けようとするときは、水戸市認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成事業助成金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(委任払いによる請求等)

第9条 前条の規定にかかわらず、利用者は、協定事業者に助成金の受領を委任することができる。この場合において、利用者は、協定事業者に助成金の受領に係る委任状(様式第4号)を提出しなければならない。

2 前項の規定により委任状を受けた協定事業者が助成金の交付を受けようとするときは、水戸市認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成事業助成金交付請求書(委任払い用)(様式第5号)に委任状を添えて市長に提出しなければならない。

(位置探索サービスの利用の中止)

第10条 利用者は、位置探索サービスを利用しなくなったときは、水戸市認知症高齢者等家族支援位置探索サービス利用中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(助成の決定の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請によって助成の決定を受けたとき。

(3) 位置探索サービスを適切に使用していないとき。

(4) 利用者が位置探索サービスの利用を中止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成することを適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定の取消しをするときは、水戸市認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成取消通知書(様式第7号)により当該取消しに係る者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年10月25日から施行し、改正後の水戸市認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成事業実施要項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。